

令和6月12月25日に国は「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定
今後、医療対策協議会での協議が想定される取組項目について報告

1. 重点医師偏在対策支援区域の設定

都道府県において、優先的かつ重点的に医師偏在対策を進める必要がある「重点医師偏在対策支援区域」を設定
設定にあたっては、国が提示した候補区域※を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、
住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、今後の人口動態等を考慮して、地域医療対策協議会及び保険者協議会で
協議の上、選定

※【国が提示する候補区域】①～③のいずれかに該当する区域

- ① 各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏
- ② 医師少数県の医師少数区域
- ③ 医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏（全国下位1/4）

2. 重点医師偏在対策支援区域を対象とした医師偏在是正プランの策定

国が定めるガイドラインを踏まえ、重点医師偏在対策支援区域等を対象とした
医師偏在是正プランを地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議の上、策定

3. 重点医師偏在対策支援区域に対する経済的インセンティブ（令和8年度本格実施）

- (1) 当該区域内で承継・開業する診療所に対する支援（先行実施？）
- (2) 当該区域内の医療機関に派遣される医師及び従事する医師への手当の増額及び
土日の代替医師確保等の医師の勤務・生活環境改善の支援
- (3) 当該区域内の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関に対する支援

支援の範囲

国において、事業費の総額を設定し、その範囲内で、人口、可住地面積、医師の高齢化率、医師偏在指標等に基づき、
都道府県ごとに予算額の上限を設定

その他の具体的な取組項目

- ・医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関の拡大等
- ・外来医師多数区域における新規開業希望者への地域で必要な医療機能の要請等の仕組みの実効性の確保
- ・保険医療機関の管理者要件
- ・全国的なマッチング機能の支援等
- ・リカレント教育の支援
- ・都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定
- ・医師偏在指標のあり方
- ・医師養成課程を通じた取組
- ・診療科偏在の是正に向けた取組